

幌延町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 1 月策定

平成 29 年 1 月改正

令和 2 年 6 月改正

令和 4 年 6 月改正

令和 6 年 7 月改正

幌延町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「幌延町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・幌延町教育委員会〔総務学校係〕
- ・幌延町住民生活課〔交通安全対策担当〕
- ・幌延町産業建設課〔町道維持担当〕
- ・北海道宗谷総合振興局〔稚内建設管理部〕
- ・北海道旭川方面天塩警察署〔幌延駐在所・問寒別駐在所〕
- ・幌延町PTA連合協議会
- ・幌延町内各学校代表
- ・放課後児童クラブ担当

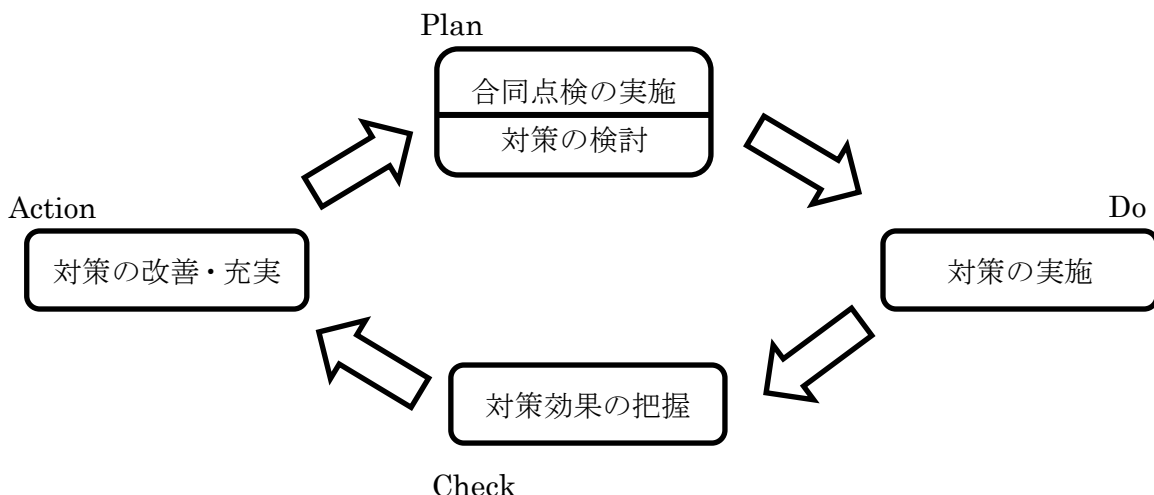
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期

- 町内の各学校において、各学校から報告された危険個所を対象に、年1回合同点検を実施します。なお、道路新設など周辺交通状況の大きな変化により通学路を見直した場合は、その都度合同点検を実施します。
- 積雪時の危険個所については、幌延町除排雪対策本部が実施している通学路危険個所調査・対応によるものとし、積雪状況に応じて、その都度対応します。
- 効率的・効果的に合同点検を行うため、重要課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- 各学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ◆ 合同点検の結果から明らかになった対策必要個所について、個所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要個所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ◆ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ◆ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかを確認するため、各学校への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ◆ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

各学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、各学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【添付資料】

- 別添① 対策一覧表
- 別添② 対策箇所図